平成２３年（フ）第２６４号
富山県滑川市下梅沢217番地36
債務者　根建　幸夫
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２９１号
広島県府中市栗柄町415番地２
債務者　中塔　卓志
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第３０５号
広島県福山市伊勢丘８丁目１番23号、旧住所
広島県福山市伊勢丘７丁目１番７号
債務者　兼森　英子
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第３０６号
広島県福山市東町２丁目２番７―808号
債務者　坪井　信行
1　決定年月日時　平成23年12月13日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第７８８号
千葉県柏市花野井1814番地45
債務者　酒井美枝子
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第８５７号
千葉県柏市根戸467番地　市営住宅５―537号
債務者　田中　幸子
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第８５８号
千葉県松戸市二ツ木1903番地　鶴ハイム二三ケ丘703号
債務者　伊藤　幸子
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第８６０号
千葉県柏市かやの町２番10号　豊四季台グリーンハイツ３―202号
債務者　末次　良子
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第８７４号
千葉県柏市松ケ崎304番地の１　ヤナハイツ103号
債務者　齊藤　義男
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第８７５号
千葉県柏市大津ケ丘４丁目５番地　７棟104号
債務者　竹原つね子
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第８７６号
千葉県柏市大津ケ丘４丁目５番地　７棟104号
債務者　竹原　豊彦
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第８７７号
千葉県松戸市高塚新田518番地の８　梨香台団地４棟506号室
債務者　藤田　克美
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第８８１号
千葉県柏市大津ケ丘４丁目５番地４棟303号
債務者　黒島　美幸
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第８５２号
北九州市八幡西区西神原町１番21号
債務者　田口マキヱ
1　決定年月日時　平成23年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第９９５号
北九州市八幡西区上の原４丁目17番14―202号
債務者　下岡健太郎
1　決定年月日時　平成23年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１０００号
北九州市小倉南区上曽根２丁目２番12号
債務者　北田　　勝
1　決定年月日時　平成23年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第２８８６号
愛知県東海市加木屋町内堀122番地　グラン・シャリオ３―Ｄ
債務者　中村　光宏
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部